

# 駐車監視員活動ガイドライン

## 活動方針

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(交通(反則)切符を作成したり、金銭を徴収したりすることはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

※赤字表示は、改定箇所です。

## 重点路線

### ◎最重点路線

路線(区間)	重点時間帯
主要地方道市川浦安線:バイパス(新行徳橋付近から同市新井2-22先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(市川市富浜1-1行徳小学校交差点付近から市川市塩焼1-2先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(市川市行徳駅前2-1交差点付近から同市千鳥町3先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(市川市相之川3-14先交差点付近から同市塩浜4-9先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(市川市南行徳2-24先交差点付近から同市妙典4-16先交差点付近の間)	7:00~0:00

### ◎重点路線

路線(区間)	重点時間帯
市道(市川市妙典3-20先交差点付近から市川市妙典4-16先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道:新浜通り(市川市塩焼1-2先交差点付近から市川市塩焼5-1先交差点付近の間)	7:00~0:00
主要地方道東京市川線(今井橋付近から同市相之川3-14先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(市川市塩浜4-9先交差点付近から同市塩浜3-32先交差点付近の間)	7:00~0:00
市道(市川市湊2-26交差点付近から同市行徳駅前2-1先交差点付近の間)	7:00~0:00

## 重点地域

### ◎最重点地域

地域	重点時間帯
地下鉄東西線行徳駅周辺	7:00~0:00
地下鉄東西線南行徳駅周辺	7:00~0:00

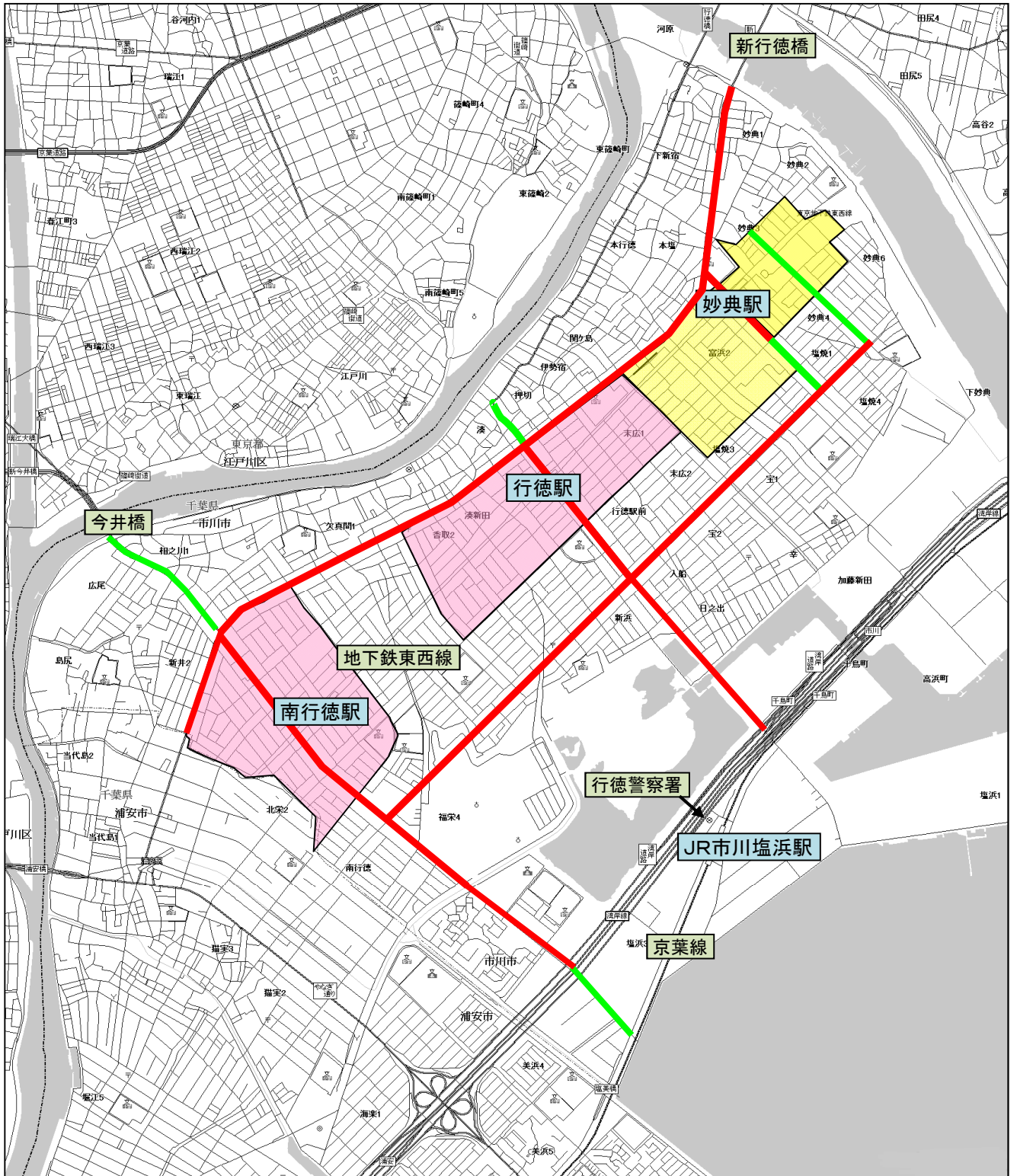
### ◎重点地域

地域	重点時間帯
地下鉄東西線妙典駅周辺	7:00~0:00

重点路線の解除 : 市道(市川市福栄3-10先交差点付近から同市行徳駅前4-13先交差点付近の間)及び、市道(市川市入船1-1先交差点付近から市川市妙典4-16先交差点付近の間)は、重点路線から最重点路線に変更

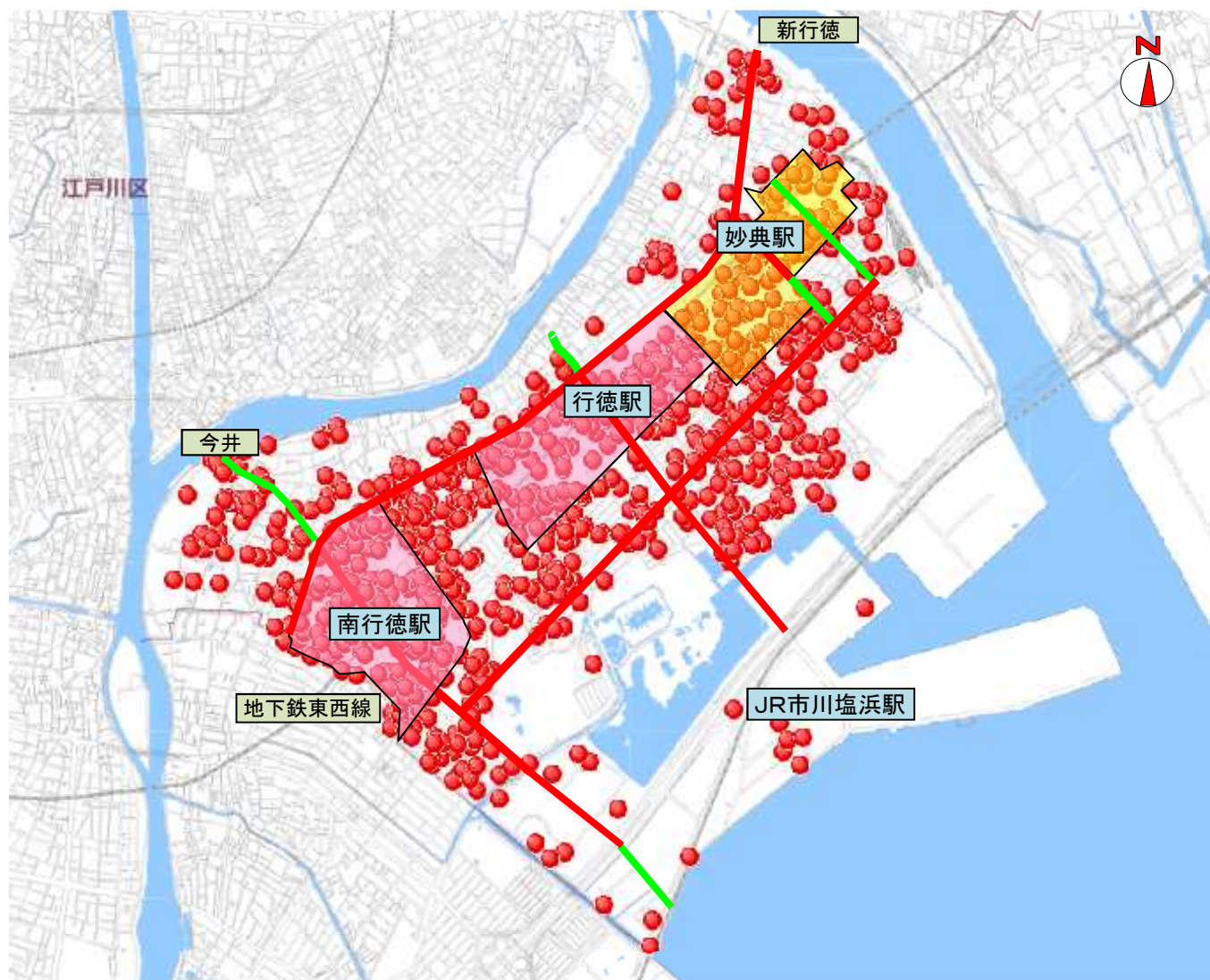
千葉県行徳警察署

# 行徳警察署管内の駐車監視員活動ガイドライン



- 凡例
- 最重点路線
  - 重点路線
  - 最重点地域
  - 重点地域

# 行徳警察署 放置車両確認標章(駐車違反ステッカー)取付け状況



凡例	～ 最重点路線	...	
	重点路線	...	
	最重点地域	...	
	重点地域	...	
	標章取付場所 (平成30年中)	...	

注意：この図に示される地点は、警察官及び駐車監視員が、駐車違反取締り(放置車両の確認)を行った付近を表しており、違反場所そのものを表示するものではありません。

また、放置車両確認標章(駐車違反ステッカー)の取付け件数を表しているものでもありません。